

平成 30 年 4 月

北海道いじめ防止基本方針のポイント

～いじめの未然防止・早期発見・適切な事案対処に向けて～

いじめを生まない環境の醸成 居場所づくり・絆づくり
いじめを自分のこととして捉え、考え、議論する活動
アンケートの工夫とアンケート実施後の個人面談
配慮の必要な児童生徒への支援
いじめの早期発見・事案対処のためのマニュアルの策定
積極的ないじめの認知 学校いじめ対策組織への報告
教職員がいじめの問題を抱え込まない学校の組織的対応
チェックリストの作成・共有
外部専門家の活用 学校いじめ防止基本方針の周知
相談窓口の周知 学校間の引継ぎ
PDCAサイクルによる学校いじめ防止基本方針の見直し
重大事態への適切な対処



北海道教育委員会

目次と主な内容

まえがき

北海道いじめ防止基本方針の主な改定内容（平成30年2月）	1
1 いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
(1) いじめの定義	
(2) いじめの解消	
2 学校が実施すべき施策	3
(1) 学校いじめ防止基本方針について 策定する意義／中核的な内容／点検・見直し	
(2) 「学校いじめ対策組織」について 設置する意義／構成／役割／中核的な役割を果たすための留意点／ 組織における年間計画の作成	
3 未然防止	6
(1) いじめを生まない環境の醸成 身に付けたい力／望ましい取組／児童生徒個々に必要な資質能力／ 教職員の責務／特に配慮の必要な児童生徒（例）	
(2) いじめの未然防止に向けた取組 指導の留意点／指導の方向性	
(3) 学校いじめ防止プログラムの策定 「いじめ未然防止モデルプログラム」の構成／プログラムの策定	
4 早期発見・事案対処	9
(1) いじめを見逃さない体制づくり 積極的な認知／組織的な対応／適切な対処	
(2) 組織的な対応の流れ（フロー図）	
(3) いじめの把握のための取組 アンケート調査実施上の留意点／いじめを訴えやすい環境づくり	
(4) 適切な事案対処のための取組 マニュアルの内容（例）	
○ いじめの早期発見のためのチェックリスト（例）	
○ いじめの問題への対応チェックリスト（例）	
5 重大事態への対処	16
○ 重大事態とは	
○ 重大事態に係る調査（道立学校の場合）	
（資料）	
1 いじめ防止対策推進法	17
2 北海道いじめの防止等に関する条例	17
3 その他の参考資料	21

まえがき

平成 25 年 6 月に成立した「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）を踏まえ、平成 26 年 4 月、道においては、「北海道いじめの防止等に関する条例」（以下「条例」という。）を施行するとともに、平成 26 年 8 月には、いじめの防止等のための基本的な方向や具体的な内容を示した「北海道いじめ防止基本方針」（以下「道の基本方針」という。）を策定し、これまで、学校、家庭、地域社会、行政が一体となっていじめの防止等に関わる取組を推進してきました。

法施行後も、全国的にいじめにより尊い命が失われる事案や、一部の教職員がいじめの問題を抱え込むなど適切な対応をとらない事案が後を絶ちません。こうした状況の中、平成 29 年 3 月には「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）の改定が行われました。道においても、こうした国の動向を踏まえ、これまでの取組内容を検証するなどして道の基本方針の内容を見直し、この度、改定を行ったところです。

改定された道の基本方針の趣旨を踏まえ、各学校で、学校いじめ防止基本方針の点検や見直しが適切に行われ、実効性のあるいじめの防止等の取組が進められるとともに、教職員一人一人がいじめを看過したり、軽視したりせず、児童生徒の些細な変化・兆候であってもいじめとの関連を常に考慮して、迅速かつ適切な対応が行われることや、児童生徒一人一人がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、いじめを許さない環境づくりが進められることを願って本資料を作成しています。

各市町村教育委員会及び学校は、本資料を活用するなどして、計画的に教員研修を実施し、いじめを生まない環境の醸成に努めるとともに、学校が、いじめを積極的に認知し、家庭や関係機関等と連携し、適切な対応に努めるようお願いします。

平成 30 年 4 月

北海道教育庁学校教育局参事（生徒指導・学校安全）

北海道いじめ防止基本方針の主な改定内容

(平成30年2月)

その1 いじめの定義を明確化したこと **NEW**

「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することとしました。☞p9

その2 いじめの「解消」の判断基準を新たに示したこと **NEW**

いじめの「解消」の基準を明記し、いじめが「解消している」状態を、いじめに係る行為が止んでいること（行為が止んでいる状態が相当期間（少なくとも3か月を目安）継続していること）と被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこととしました。☞p2

その3 特に配慮の必要な児童生徒に対する支援の必要性を示したこと **NEW**

「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」、「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒等」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」、「東日本大震災により避難している児童生徒」等に対し適切な支援を進めることとしました。☞p6

その4 いじめの防止に向けた児童生徒の自主的な活動の推進を示したこと **NEW**

学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるよう児童生徒の自主的な活動を推進することとしました。☞p7

その5 学校いじめ防止基本方針を定める意義やその内容を明確にしたこと **NEW**

学校いじめ防止基本方針が実効性のあるものとなるように、基本方針を策定する意義や中核的な内容を明記するとともに、いじめ防止等の取組に係る目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価することとしました。☞p3

その6 児童生徒等の意見を取り入れた分かりやすい学校いじめ防止基本方針とすることを示したこと **NEW**

学校いじめ防止基本方針の策定・見直しの際には、アンケートや協議の場を設けるなどして、児童生徒の意見も取り入れ、より分かりやすい学校いじめ防止基本方針となるように努めることとしました。☞p3

その7 組織的な対応を徹底するための体制づくりについて記載したこと **NEW**

教職員がいじめの問題を抱え込まず組織的に対応できるよう、「学校いじめ対策組織」の体制整備に関わる内容を示したり、組織を設置する意義やその役割を明記したりするなど、「学校いじめ対策組織」の内容に関わる記載を追加しました。☞p4

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめの早期発見に努めるには、教職員一人一人がいじめの定義を正しく理解する必要があります。条例第2条の規定から、次の要件が満たされている場合は、いじめとして対応します。

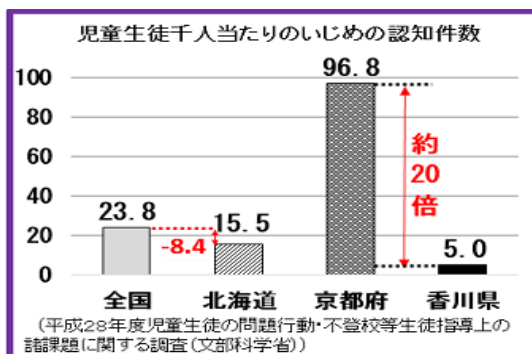
- 1 一定の人的関係にあること（学校外の塾やスポーツ少年団なども含めて）
- 2 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上のものも含めて）
- 3 行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じていること

※ インターネットを通じた誹謗中傷などは、本人が気付かず、心身の苦痛を感じていない場合でも、いじめと同様の対応をします。

教職員は、いじめに対応する中で、的確に対処する力を身に付けますが、一方で、個々の教職員の中で、それぞれのいじめの概念が作られている可能性もあります。このため、教職員間で定義を確認し合ったり、事例検討を行ったりするなどの取組が求められます。

認知をめぐる現状

文部科学省では、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を毎年実施し、各都道府県の千人当たりの認知件数を公表しています。平成28年度は、認知の多いところと少ないところでは、20倍近い開きが生じており、正確な認知に向けた取組が一層求められています。



※ いじめの認知件数がゼロであった場合は、ゼロであったことを生徒や保護者に公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認を確実にする必要があります。

(2) いじめの解消 NEW

この度の道の基本方針の改定では、いじめの「解消」の判断基準を設けることとし、いじめが「解消している」状態として、次の2つの要件を示しています。

その1 いじめに係る行為が止んでいること

- 心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続している
 - ※ 相当の期間とは少なくとも3か月を目安
- いじめの被害の重大性等から必要な場合にはさらに長期の期間を設定する

その2 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる
- 苦痛を感じていないことを被害児童生徒本人及びその保護者に面談等で確認する

解消している状態に至った場合であっても、再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることから、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒等を、日常的に注意深く観察する必要があります。

2 学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針について

学校は法第13条に基づき、学校いじめ防止基本方針を定める義務があります。なぜ、学校は基本方針を定めなければならないのでしょうか。

学校いじめ防止基本方針を定める意義

NEW

- 教職員がいじめを抱え込まず、組織として一貫した対応となる
- 対応の方針を示すことで、児童生徒や保護者の安心感やいじめの抑止につながる
- 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることで加害者への支援につながる

本道では全ての学校で学校いじめ防止基本方針が策定されていますが、実効性のある取組が進められるよう、基本方針にはどんな内容が必要でしょうか。道の基本方針では、学校いじめ防止基本方針の中核的な内容として次のことを示しました。

学校いじめ防止基本方針の中核的な内容

NEW

自校のいじめ防止基本方針に次の内容が示されているでしょうか。確認してください。

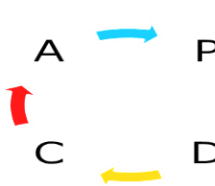
チェック

- | | | |
|--------------------------|--|----------|
| <input type="checkbox"/> | 「学校いじめ対策組織」が中心のP D C Aサイクルを意識した取組 | ☞ p 3 |
| <input type="checkbox"/> | 「学校いじめ対策組織」の活動や校内研修の年間実施計画 | ☞ p 5 |
| <input type="checkbox"/> | いじめの防止等の取組を体系的・計画的に行うための包括的な取組方針
やプログラム化された指導内容（いじめ防止プログラム） | ☞ p 6～8 |
| <input type="checkbox"/> | いじめに関わる情報共有の手順や共有すべき内容 | ☞ p10 |
| <input type="checkbox"/> | アンケート調査や個人面談の実施、対処方法 | ☞ p11 |
| <input type="checkbox"/> | いじめの早期発見・事案対処のためのマニュアル | ☞ p12 |
| <input type="checkbox"/> | 加害生徒の成長支援に向けた対応方針 | ☞ p12 |
| <input type="checkbox"/> | 全教職員で取り組めるチェックリスト | ☞ p13～15 |

本資料

学校いじめ防止基本方針の内容が適切かどうか定期的に点検や見直しを進めましょう。

学校いじめ防止基本方針の点検・見直しに当たって



- P** … 課題の明確化、目標設定、具体的な行動計画等の設定
- D** … 基本方針に基づく取組の実施
- C** … 客観的な指標を用いた点検
- A** … 基本方針の見直し

- 「学校いじめ対策組織」を中心に、点検や見直しが円滑に進むように準備する
- 課題等の把握が可能となるように、客観的な指標を設定する

※ 客観的な指標（繰り返し収集でき、比較可能な形の数値）

例 アンケート調査で「学校は楽しい」や「嫌な思いをした」など回答した児童生徒数

- 取組評価アンケートを実施するなど取組の実施前後の変化を検証し見直しを進める

※ 保護者や地域住民、関係機関等の参画も得ながら進めます。特にアンケートや協議の場を設けるなどして、児童生徒の意見も積極的に取り入れ、より分かりやすい基本方針となるように努めることが重要です。

【参考 生徒指導リーフ増刊号「いじめのない学校づくり2 サイクルで進める生徒指導点検と見直し」☞ p21 「その他の参考資料」参照】

(2) 「学校いじめ対策組織」について

学校は法第22条に基づき、「学校いじめ対策組織」を設置しなければなりません。なぜ、「学校いじめ対策組織」を設置する必要があるのでしょうか。

「学校いじめ対策組織」を設置する意義 **NEW**

- 教職員がいじめの問題を抱え込まず、複数の目で状況の見立てができる
- 心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者が加わり、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待できる

道の基本方針では、組織の構成員として、複数の教職員、心理、福祉等に関する知識を有する専門家などにより構成するとしていますが、具体的にどのような構成員となるのでしょうか。

「学校いじめ対策組織」の構成 **NEW**

組織の構成例

管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医 など

他に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家を含めるものとする

※ 地域によっては、例示した専門家の参加を得るのが困難な場合があり、そのような場合、地域の中でいじめの問題の解決に資することが期待できる適切な人材を加えます。

「複数の目」と「外部の目」という2つの視点

全国で、教職員がいじめの情報を抱え込み、適切に対応できず、深刻な事態を招くケースが起きています。道内でも同様のことが起きる可能性はなくはありません。教員には、「自分の学級の問題は、自分でどうにかしよう」という意識が少なからずあり、こうした意識が作用しているのかもしれませんが。

いじめの問題への対応には、「複数の目」と「外部の目」という2つの視点を意識することが重要です。「組織に報告するまでもない」と一人で判断せず、「複数の教職員の目」で判断します。「外部の目」という視点をもつことは、「外部人材が入ると個人情報漏れる」と消極的になるかもしれませんが、心理や福祉の専門家が加わると、専門的な知見からの助言が得られ、実効的な対応が可能になり、事案対処後の客観的な検証にも繋がります。

いじめの事案に係る記録は保存するもの

児童生徒対象のアンケート調査の調査票は「公文書」に当たり、文書管理に係る規程に定める保存期間中は破棄できません。道立学校では、文書編集保存分類表の分類項目に従って永年、20年、10年など保存期間が決まっており、重大事態発生時など事故発生時に実施するアンケート調査の調査票の保存は、「児童（生徒）事故報告」として5年となっています。

ほかにも、いじめに関わり収集した情報は、「学校いじめ対策組織」で収集し、まとめて保存する必要があります。教職員の聴き取り調査の際に残したメモなども重要な資料となり得ます。個人の判断で、勝手に処分せずに、組織で適切に管理や保存する必要があります。

「学校いじめ対策組織」は、深刻ないじめ事案の対処だけのために置かれるわけではありません。次のような組織の役割があります。

「学校いじめ対策組織」の役割

- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- いじめの問題への対応に必要な情報の収集と記録、共有
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった際の緊急会議開催や、事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- 被害児童生徒への支援内容や役割分担等を含む対処プランの策定・実行
- 支援や指導のための体制、対応方針の決定、保護者との連携などの組織的な対応
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム等）に基づく取組の企画と計画的な実施
- 学校いじめ防止基本方針の見直し（P D C Aサイクルの実行）
- 学校いじめ防止基本方針の内容が児童生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取組
- いじめに係る相談・通報窓口であることなど「学校いじめ対策組織」の役割の周知

学校いじめ対策組織が中核的な役割を果たすためには、どんなことに留意する必要があるでしょうか。

「学校いじめ対策組織」が中核的な役割を果たせるように NEW

- 管理職から教職員がいじめの情報を抱え込み、組織に報告しないことは、法に違反し得ることを周知徹底する
- 情報を組織に報告し、情報共有する具体的な方法をあらかじめ定め、周知する
- 情報を収集し、速やかに対処プランを作成するため、早期発見・事案対処マニュアルを策定したり、見直したりする
- 組織が、相談・通報の窓口であることを児童生徒や保護者に対し周知する
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー自身が直接、保護者や児童生徒に組織の一員であることを周知する機会を設ける

「学校いじめ対策組織」における年間計画の作成 NEW

1 P D C Aサイクルを意識した年間計画

- (1) P D C Aサイクルの期間の設定
各学期や長期休業を節目として設定
- (2) 取組評価アンケートの時期の決定
- (3) 検証のための会議等の時期の決定

2 未然防止の取組の実施

児童生徒の実態や保護者のニーズに応じP D C Aサイクルの期間内に最低1回実施するよう計画

3 個別面談や教育相談の実施

アンケート調査実施後に、児童生徒全員対象の個人面談などを設定

取組の年間計画(例)

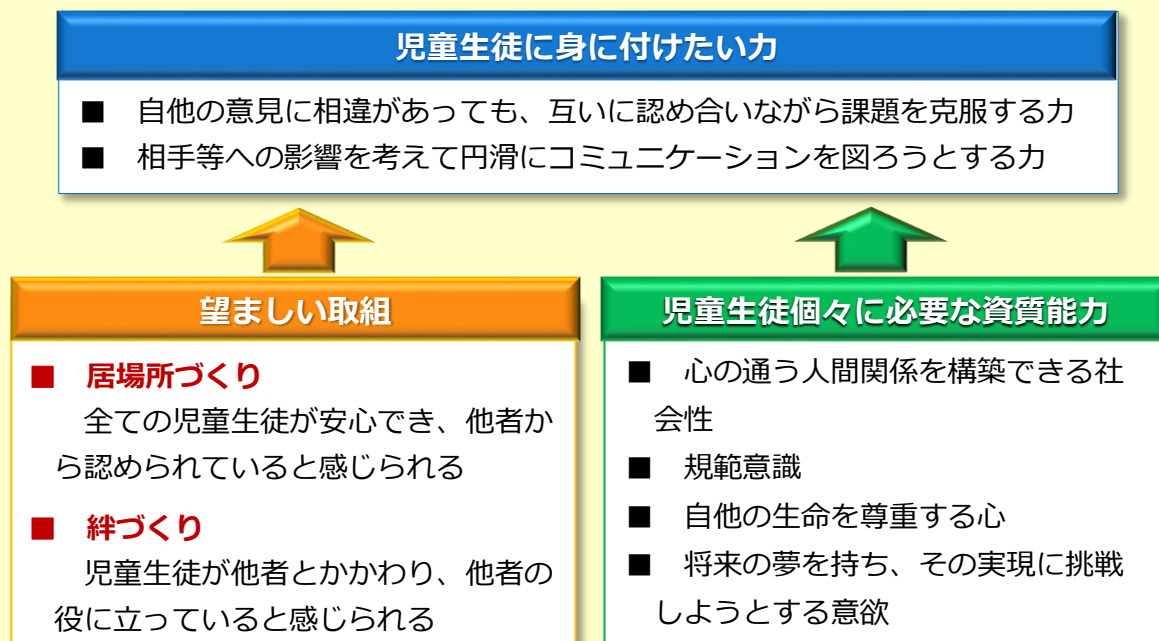
	学校いじめ対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者や地域との連携
4月	P 「学校いじめ防止基本方針」の内容確認		児童生徒、保護者への相談窓口周知	入学式、PTA総会での「学校いじめ防止基本方針」の内容確認
5月	D 全教職員による実態把握と取組の実施	教育相談の手法を取り入れた学級づくり	いじめ把握のためのアンケート 個人面談週間	
6月	C アンケートの結果をふまえた取組検証会議	いじめ撲滅集会・あいさつ運動	生活アンケートの実施（児童生徒・保護者対象）	授業参観 学校評議員会
7月	A 校内研修（集団カウンセリング）	学校祭に向けた取組		
8月				

※ 長期休業を節目としたP D C Aサイクル

3 未然防止

(1) いじめを生まない環境の醸成

道の基本方針では、学校の教育活動全体を通じて、いじめを「しない」、「させない」、「許さない」集団づくりに努めることを示しています。こうした集団づくりを進めるために、学校はどんな取組を通じ、児童生徒にどんな力を身に付けたいでしょうか。



いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、異質な他者を差別するなど大人の振る舞いを反映した問題とも考えられており、直接、児童生徒を指導する立場の教職員の振る舞いも、いじめの問題に関わってきます。

教職員の責務

- 児童生徒理解を深め、児童生徒との信頼関係を築く
- 児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を考慮し関わりをもつ
- 不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払う **NEW**

個々の児童生徒の特性を踏まえた支援や、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導もまた未然防止には重要です。道の基本方針では、特に配慮が必要な児童生徒を次のとおり例示しました。

特に配慮が必要な児童生徒（例） **NEW**

- 発達障がいを含む障がいのある児童生徒
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒等外国につながる児童生徒
- 性同一性障害や性的指向・性自認に関わる悩みや不安を抱える児童生徒
- 東日本大震災により被災した児童生徒、原子力発電所事故により避難している児童生徒

例示されている児童生徒のみならず、本来、全ての児童生徒に対し、特性を踏まえた指導や支援は必要です。また、配慮事項等の情報は、進学先学校への引継ぎも含めて教職員間で確実に共有される必要があります。

(2) いじめの未然防止に向けた取組

教職員は、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという意識を常にもち、日頃から未然防止に取り組む姿勢が求められます。

なぜ未然防止の考え方が必要なのか？

被害者や加害者が入れ替わり、多くの児童生徒がいじめを経験していることが国の調査で分かっています。このため、被害者や加害者を早い段階で特定し対処する「早期発見」型の対応よりも、全ての児童生徒が被害者や加害者になる可能性を減らす「未然防止」型の対応が、いじめの問題への対応には効果的と考えられています。

いじめの未然防止に向けた指導の留意点 **NEW**

- いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ることから、全児童生徒を対象とする
- いじめを自分のこととして捉え、考え、議論することで、いじめに正面から向き合えるよう指導を工夫する
- いじめの傍観者とならず、勇気をもって教職員へ報告するなど、いじめをやめさせるための行動をとることの大切さを伝える

指導の留意点を踏まえて、学校では、いじめの未然防止に向けて具体的にどのような指導を行えばよいのでしょうか。

いじめの未然防止に向けた指導の方向性

- 心の通じ合うコミュニケーション能力を育む
- 規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくり
- 学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感を高められる取組
- 地域の教育資源（人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など）を活用した道徳教育
- 発達の段階に応じた、豊かな情操や社会性、規範意識を育む教育活動や体験活動
- 教育活動全体を通じた人権に関する教育
- 児童生徒が自主的にいじめの防止に取り組む活動

(3) 学校いじめ防止プログラムの策定

いじめの未然防止に向けた取組は、特定の教職員が、特別の機会に行うだけでは効果がありません。普段の授業も含め、全ての教育活動を通じ体系的・計画的に取り組む必要があり、国の基本方針でも、具体的な指導内容をプログラム化する必要があるとされています。

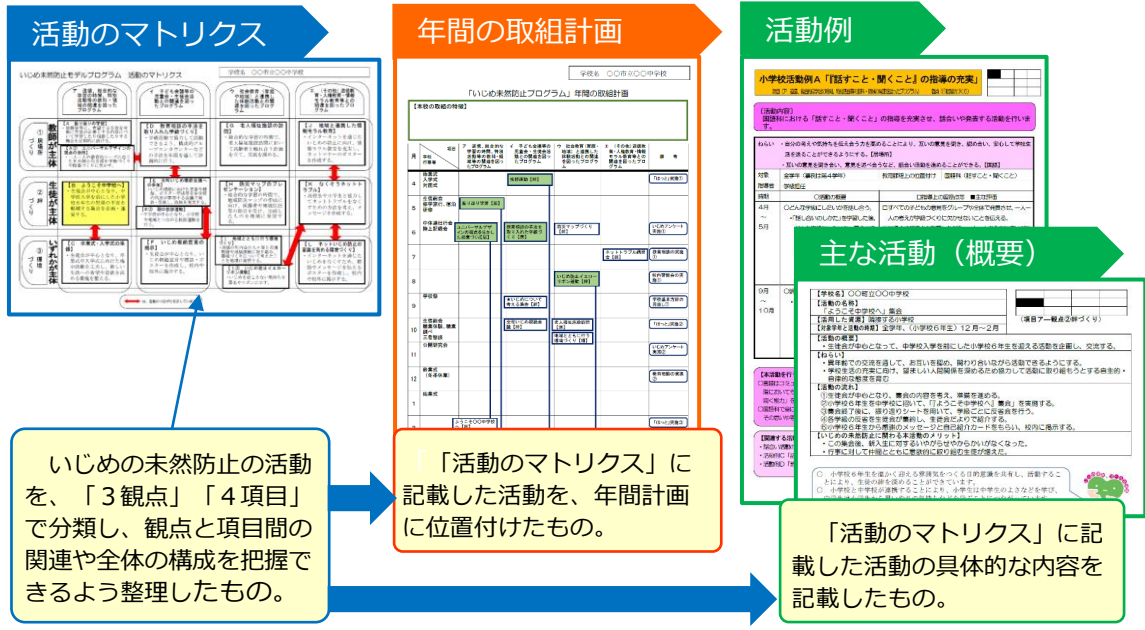
道教委では、平成26年度から3年間、「いじめ未然防止モデルプログラム事業」を実施し、その成果をまとめた「モデルプログラム」を作成し配布しました。この「モデルプログラム」も参考にすることで、特色あるプログラムの策定や見直しを進めてください。



学校いじめ防止プログラムの策定に向けて

「いじめ未然防止モデルプログラム」の構成

「モデルプログラム」では、学校種（小学校、中学校、高等学校）ごとに、次の様式を用いて、いじめの未然防止の取組を提示しています。



いじめ防止プログラムの策定

「いじめ未然防止モデルプログラム」を参考に、次の流れでプログラムを策定します。

① 事前準備

ア 実態把握

客観的な指標（繰り返し収集できる比較可能な形の数値）を用いるなどして、自校の児童生徒の実態や保護者のニーズを把握

イ 取組内容の洗い出しや整理

KJ法等により、いじめの未然防止に繋がる取組の洗い出しと整理

② 課題と目標の設定

①で集めた情報から明らかになった自校児童生徒の実態に基づき、「課題」を設定するとともに、好ましい児童生徒の姿をイメージしながら、「課題」を克服し年度内に達成させたい「目標」を設定

③ 取組の設定

②で設定した目標の達成に向けた取組を①のイで洗い出した取組の中から決定
 例) ・決定した取組はモデルプログラムを参考に「活動マトリクス」として整理
 ・「活動マトリクス」に記載した活動はモデルプログラムを参考に「年間の取組計画」の中に位置付け

実践へ

4 早期発見・事案対処

(1) いじめを見逃さない体制づくり

いじめを認知した場合には、教職員がいじめの問題を抱え込んだり、いじめを看過したり軽視したりせず、他の教職員や保護者と連携し対応するなど、教職員一人一人がいじめを見逃さない体制づくりに努めることが重要です。

積極的な認知

- いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮し、早い段階から複数の教職員で的確に関わる
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、背景にある事情を把握し、被害性に着目して、いじめに当たるか否かの判断をする **NEW**

組織的な対応

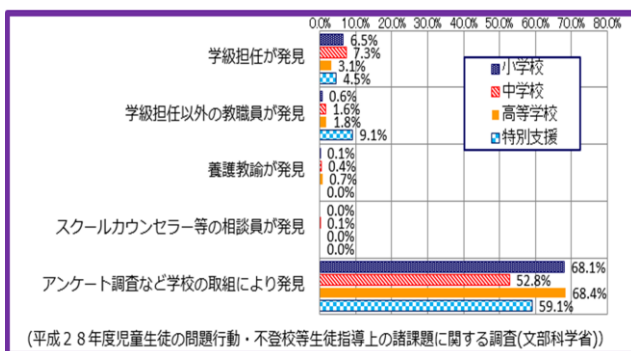
- 学校は、「学校いじめ対策組織」による対応に速やかに繋がるよう対応方針を全ての教職員に対し周知する
- 教職員は、「学校いじめ対策組織」にいじめに係る情報を速やかに報告し、情報を共有する
- 学校は、家庭や関係機関等と適切に連携して対応する

適切な対処

- 学校は、いじめを受けた児童生徒といじめを通報した児童生徒の安全確保を優先させる姿勢で対応する
- 学校は、保護者とともに、いじめたとされる児童生徒に対し、いじめの非に気付かせ、謝罪の気持ちが醸成されるよう指導する

いじめの発見のきっかけについて

(参考) いじめの発見のきっかけ【北海道(公立)】



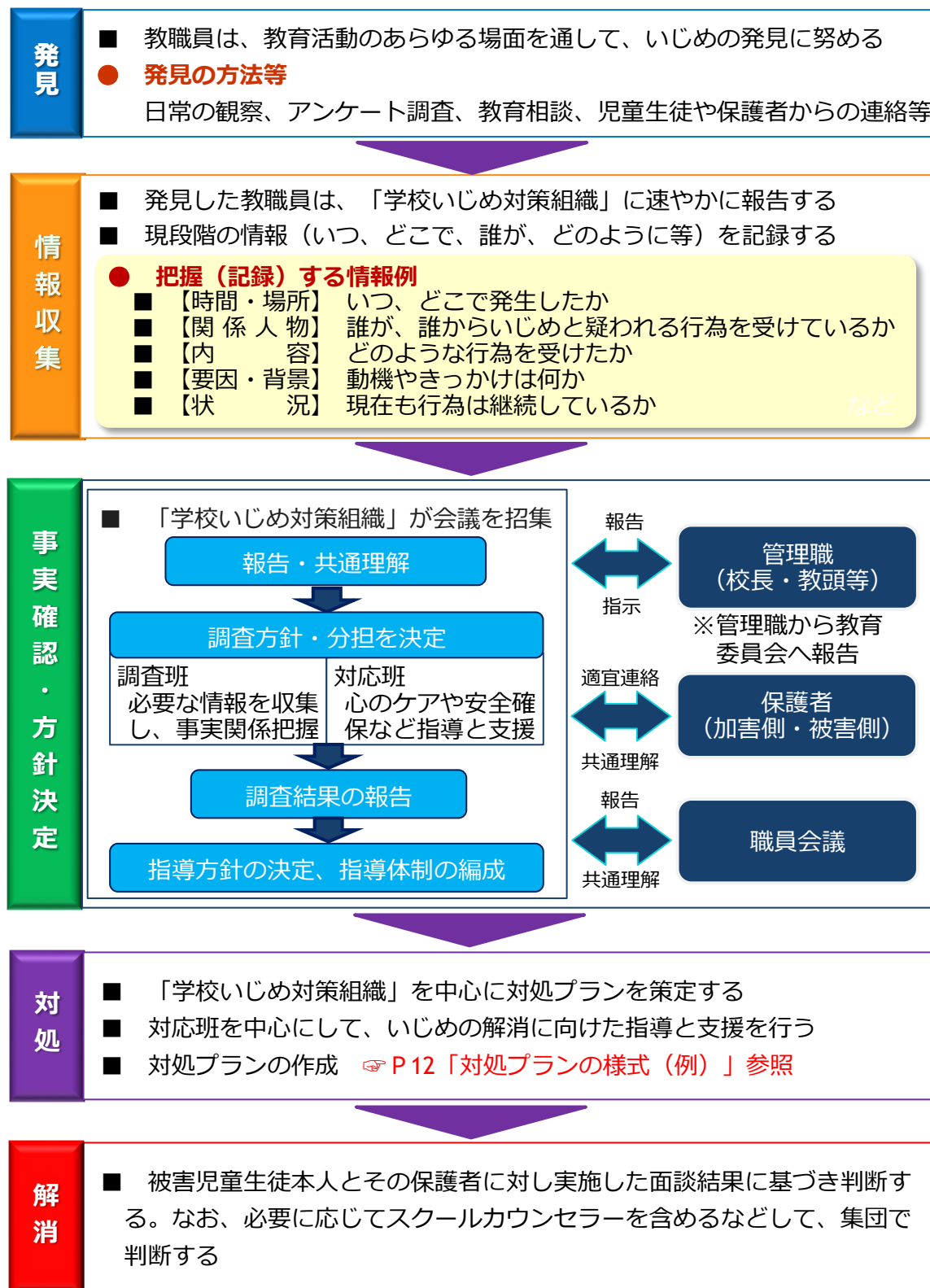
本道では、全ての校種においてアンケート調査によるいじめの発見の割合が最も高くなっていますが、年に数回のみ実施されるアンケート調査で、全てのいじめを早期に発見することは困難です。いじめを早期に発見し、適切に対処するには、教職員の日常の観察や児童生徒からの訴えが必要不可欠です。また、児童生徒に日頃から悩みを周囲に相談することの大切さを伝える機会をもつことが重要です。

「いじめ」という言葉を使わない指導の意味

道の基本方針には、定義上はいじめであっても、「いじめ」という言葉を使わず指導することもあるとしました。加害側に悪意がないのに軽い言葉で相手を傷つけてしまい、教員の指導によらず自分達で関係修復した場合などは、教職員が「いじめ」という言葉を使うことに抵抗感があり、組織に報告せず抱え込んでしまうことへの懸念から、こうした対応を示しました。こうした場合であっても、「いじめ」として認知し、児童生徒に対して必要な指導や助言、支援などを行います。

(2) 組織的な対応の流れ（フロー図）

いじめに係る情報を得た教職員は、抱え込まず、確実に「学校いじめ対策組織」を中心とした組織的な対応に繋げる必要があります。次のフロー図を参考にすることで教職員間で組織的な対応の流れを確認し合うことが重要です。



学校の組織的な対応を一例として示していますが、発生した事案の状況に応じ、柔軟かつ適切に対応することが求められます。

(3) いじめの把握のための取組

道教委では、年2回いじめの把握のためのアンケート調査を実施していますが、アンケート調査実施上の留意点はどんなことでしょうか。

アンケート調査実施上の留意点等

教職員は、児童生徒が安心して回答できる環境づくりに努める必要があります。

- あらかじめ、机と机の間隔を十分にとり、机を整頓する
- 調査の目的を丁寧に説明し、全ての児童生徒が落ち着いてから回答開始を指示する
- 全ての児童生徒の回答が終わるまで、調査用紙は回収しない

※ 調査用紙を回収する際には、児童生徒に回収させたりせず、教職員が個別に回収したり、封筒に入れて回収したりするなどの配慮も必要です。

※ 調査を記名式で行うか、無記名式で行うかについては、学校の実情に応じて判断することとなりますが、道教委では、原則として、児童生徒が回答しやすい無記名式で実施することとしています。

※ 全ての児童生徒が安心して回答できる環境づくりが難しい場合は、家庭に持ち帰らせ、家庭で回答後、後日、封筒に入れて回収する方法も考えられます。

【参考 生徒指導リーフ「いじめアンケート」、指導資料「『いじめアンケート調査』の適切な実施に向けて」 p21 「その他の参考資料」参照】

いじめを訴えやすい環境づくり

- 教職員は、日頃から児童生徒との触れ合いや、児童生徒と教職員との信頼関係の構築に努める

※ 児童生徒は理解してくれている大人には、安心して心を開きますが、理解してくれていない大人には拒否的になり、心を閉ざしてしまいます。教職員は、児童生徒の相談に傾聴し、共感的に理解する態度で対応することが重要です。

- 教職員は、アンケート調査や個人面談における児童生徒のSOSの発信、教職員へのいじめの情報の報告など、児童生徒からの相談に対しては、迅速に対応する

※ 教職員が報告や相談のあった事案に対して速やかに具体的な行動をとらなければ、児童生徒は「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、以後、いじめに係る情報を報告・相談しなくなってしまいます。

- 児童生徒には、周囲に援助を求めることの重要性を理解させる指導に努める

※ 併せて、「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」、「いじめは見ていただけなら問題はない」などの考え方は、間違っていることを理解させる取組が必要となります。

- 児童生徒に、校内外のいじめ等の相談窓口を周知する

校内外の周知例

- ・「学校いじめ対策組織」の構成員を各年度の開始時の集会等で紹介する
- ・「学校いじめ対策組織」がいじめの相談や通報を受け付ける窓口であることを周知する
- ・校外の相談窓口の一覧を印刷し配布するとともに、各教室等に掲示する

(4) 適切な事案対処のための取組

「学校いじめ防止基本方針」には、いじめの相談・通報を受けた際に、教職員が適切に対処できるようにマニュアルを策定しておき、対処方法を徹底する必要があります。

マニュアルの内容 (例)

発見

児童・生徒や保護者等からのいじめに係る報告・相談を受けたり、いじめと疑われる事案を発見したりした教職員は、
各学年の集約担当教諭
1年・・・教諭 2年・・・教諭
3年・・・教諭
に速やかに報告(5W1H)する。

※ 報告様式をあらかじめ用意しておくこと、速やかに情報をまとめることができるほか、不足する情報の把握も容易になります。p10「情報収集」の「把握(記録)する情報例」参照

指導・支援担当の教職員と役割分担

メンバー

教頭、主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、学級担任、教科担任、部活動顧問等で編成

※ メンバーは学校の実情を踏まえ構成し、関係児童生徒と関わりの深い教職員も必要に応じて加わるようにします。

役割分担

- 次の担当をおく
- 事情聴取・整理・分析・まとめ担当
 - 対応策の検討(緊急対策・根本的対策)担当
 - 情報共有・調整担当

※ 外部機関との連携・調整は教頭など管理職が担当します。
他にも、調査と被害児童生徒等の支援を同時に進めなければならない場合には、調査班と対応班を分けるなど工夫して対応します。

事案

役割分担決定後、対処プランを策定

■ 対処プランの様式(例)

内容	対応者	対処内容	目処
被害児童生徒のケア	担任 養護教諭	教育相談の実施	
被害児童生徒の保護者対応	学年主任 担任	支援計画の説明、加害児童生徒の状況報告	
加害児童生徒の指導・支援	生徒指導 担当教諭	いじめの非に気付かせ、謝罪の気持ちを醸成させる指導	●●まで
加害児童生徒の保護者対応	学年主任 担任	指導・支援計画の説明と被害生徒の状況報告	

※ 被害児童生徒の立場を第一に考え対応し、いじめが繰り返されたり、仕返しが起きたりしないよう絶対に守ることを約束するなど安心させることが重要です。

※ 加害児童生徒への指導は、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、いじめの背景に目を向け、人格の発達に配慮するなど教育的な配慮のもと、健全な人間関係を育めるよう成長を支援する目的で行います。

※ あらかじめ、対処プランの様式や記載例を示し、速やかに作成できるようにしておきます。

解消

解消の要件に基づき判断する

要件2の判断は、児童生徒とその保護者から聞き取りが必要
「学校いじめ対策組織」の協議により総合的に判断

いじめの早期発見のためのチェックリスト（例）

<記入日 年 月 日>

次の項目に当てはまる児童生徒がいる場合には、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

児童生徒氏名

- 遅刻・欠席・早退が増えた。……………〔 〕
- 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。……………〔 〕
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。……………〔 〕
- 教職員の近くにいたがる。……………〔 〕
- 登校時に、体の不調を訴える。……………〔 〕
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。……………〔 〕
- 交友関係が変わった。……………〔 〕
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。……………〔 〕
- 表情が暗く（さえず）、元気がない。……………〔 〕
- 視線をそらし、合わそうとしない。……………〔 〕
- 衣服の汚れや擦り傷、傷み等が見られる。……………〔 〕
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。……………〔 〕
- 体に擦り傷やあざができていることがある。……………〔 〕
- けがをしている理由を曖昧にする。……………〔 〕

授業や給食の様子

- 教室にいつも遅れて入ってくる。……………〔 〕
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。……………〔 〕
- 発言したり、ほめられたりすると冷やかしからいがある。……………〔 〕
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず、孤立する。……………〔 〕
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。……………〔 〕
- 給食の際に配膳されなかったり、量を減らされたりする。……………〔 〕
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。……………〔 〕

放課後の様子

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。……………〔 〕
- ゴミ捨てなどいつも人の嫌がる仕事をしている。……………〔 〕
- 一人で下校することが多い。……………〔 〕
- 一人で部活動の練習の準備や後片付けをしている。……………〔 〕
- 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなど言い出す。……………〔 〕
- 部活動の話題を避ける。……………〔 〕

いじめの問題への対応チェックリスト（例）

<記入日 年 月 日>

このチェックリストは学校がいじめの問題に適切に対応できる体制になっているか確認するために、個々の教職員や「学校いじめ対策組織」が使用します。

いじめの防止や事案対処等のために必要な要件

1 教職員集団に関わる要件

- 学校いじめ防止基本方針の内容について教職員の共通理解が図られている。
- 全ての教職員がいじめの定義を理解している。
- 日頃から、教職員が管理職に報告・連絡・相談しやすい環境となっている。
- 全ての教職員が「学校いじめ対策組織」の役割や構成員等を理解している。
- 「学校いじめ対策組織」の会議が定期的開催されている。
- 「学校いじめ対策組織」等が中心となり、計画的にいじめに係る校内研修を実施している。

2 いじめの早期発見のための要件

- 児童生徒にとっていじめを訴えやすい環境の中で、いじめの把握のためのアンケート調査が実施されている。
- いじめの把握のためのアンケート調査実施後に、いじめに関係する児童生徒に対する個人面談が確実に実施されている。
- 「けんか」や「ふざけ合い」などを含めていじめが疑われる場合に、複数の教職員が、背景にある事情の調査等を慎重に行い、組織的にいじめに当たるかどうかの判断を行うことを徹底している。

3 いじめの事案対処のための要件

- 教職員が把握したいじめを「学校いじめ対策組織」に迅速、かつ正確に報告できる体制となっている。
- いじめが発生した際に、「学校いじめ対策組織」が速やかに開催され、関係者間で情報を共有したり、対処プランを策定したりできる環境となっている。
- 「学校いじめ対策組織」が外部専門家や外部機関と適切に連携できている。
- 全ての教職員が事案対処の流れを理解している。
- 全ての教職員が解消の判断基準を理解している。

4 学校いじめ防止基本方針や「学校いじめ対策組織」に関わる要件

- 学校いじめ防止基本方針の内容を見直し、必要に応じて変更している。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組を、学校評価の評価項目に位置付け、学校評価の結果を取組の改善に役立てている。
- 学校いじめ防止基本方針を児童生徒、保護者、地域住民等に確実に周知している。
- 「学校いじめ対策組織」がいじめの相談や通報を受ける窓口であることを、児童生徒、保護者、地域住民等に確実に周知している。

いじめの防止や事案対処等のための取組

1 教職員の姿勢等

- 自校の学校いじめ防止基本方針の内容を理解している。
- 法や道の条例に規定されたいじめの定義に基づき、見逃すことなく、いじめの認知に努めようとしている。
- どんな理由があってもいじめは許されないことを理解している。
- いじめの把握のためのアンケート調査実施後は、速やかにいじめの訴え等がないか確認し、必要な児童生徒に対する個人面談を速やかに実施している。
- 児童生徒の顔を見ながら出席確認をしている。
- いつでも、児童生徒からの問いかけに対し、丁寧に対応している。
- 連絡帳や生活ノート等の内容を確認している。
- 授業において、児童生徒の一人一人の様子をよく観察している。
- 特定の児童生徒に偏らず、全ての児童生徒に等しく声を掛けている。
- 特定の児童生徒に偏らず、全ての児童生徒に等しく役割などを与えている。
- 児童生徒同士の話し合いの場づくりに努めている。
- 休み時間や清掃時間等は、児童生徒の中に積極的に入り、観察に努めている。

2 他の教職員や外部専門家との情報共有等

- いじめやいじめと疑われる事案が発生した際の「学校いじめ対策組織」への連絡・報告方法を理解し、速やかに対応できるようにしている。
- 日頃から管理職や同僚と報告・連絡・相談ができる関係を構築している。
- 児童生徒の話題を日常的に職員室で取り上げるようにしている。
- 様子が気になる児童生徒の情報を教職員間で共有している。
- 養護教諭と積極的に児童生徒の様子等について情報共有している。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと児童生徒の様子等について情報共有している。

3 個々の児童生徒やその保護者への対応

- 児童生徒の発達の段階を踏まえて、いじめは絶対に許されない行為であることを計画的に指導している。
- いじめを受けたり、見聞きしたりした場合には、必ず教職員に相談することを指導している。
- 児童生徒一人一人の特性を踏まえた適切な支援や指導を行うようにしている。
- 学級通信や保護者との懇談などの機会を通じ、いじめの防止等に向けた取組について理解を得るようにしている。
- いじめ等の相談を受け付ける窓口を児童生徒や保護者に対し周知している。
- 児童生徒の持ち物や衣服の状況に気を配っている。
- 児童生徒の身体の傷やあざの有無を含め体調に気を配っている。
- 給食の際の配膳の様子や、食べ残し等に気を配っている。
- 教室の整頓を心掛け、掲示物や机の落書きの有無などに気を配っている。
- 心配な児童生徒の家庭に対し、家庭訪問を実施するなど細やかに連絡を取っている。

法第28条第1項において、いじめの「重大事態」に係る調査について規定されています。学校の設置者及び学校は、「重大事態」の対処に当たり、いじめを受けた児童生徒やその保護者のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たることが重要です。

重大事態とは

法第28条の規定では、次のとおりとなっております。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じる」とは

- ・児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間学校を欠席する」とは

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている

- ※ ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する必要あり

重大事態に係る調査（道立学校の場合）

目的

事実関係を明確にするための調査を行い、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどんな問題があったか、学校・教職員がどんな対応をしたかなどを可能な限り明確にします。道教委や道立学校が事実に向き合い、同種の事態の発生防止を図るものであり、民事・刑事上の責任追及や訴訟等への対応を直接の目的としていません。

流れ

- 1 道立学校は、道教委を通じて、重大事態の発生を、知事に報告します。
- 2 重大事態発生の報告を受け道教委は、附属機関である「北海道いじめ問題審議会」に調査部会を設け調査を行い、調査結果を知事に報告します。
- 3 知事は、附属機関である「北海道いじめ調査委員会」で調査結果に対する再調査を実施し、調査結果を道議会に報告します。

- ※ いじめられて重大事態に至ったという児童生徒や保護者からの申立てがあった場合、重大事態が発生したものと報告・調査に当たってはなりません。

いじめ防止対策推進法

第2条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

第13条（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

第26条（出席停止制度の適切な運用等）

市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

第28条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

北海道いじめの防止等に関する条例

第2条（定義）

この条例において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

第6条（学校及び学校の教職員の責務）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、当該児童生徒を徹底して守り通し、いじめの早期解消のため適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

- 2 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、児童生徒一人一人についての理解を深めるとともに、児童生徒との間の信頼関係の構築に努めなければならない。

第12条（学校いじめ防止基本方針）

道立学校は、国のいじめ防止基本方針及び北海道いじめ防止基本方針を参酌し、その道立学校の実情に応じ、当該道立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下この条において「学校いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 道立学校は、学校いじめ防止基本方針を定めるに当たっては、当該道立学校に在籍する児童生徒の保護者及び地域住民の参画を得るとともに、当該道立学校に在籍する児童生徒の意見を反映させるよう努めるものとする。
- 3 道立学校は、学校いじめ防止基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 道立学校は、学校いじめ防止基本方針について定期的に点検及び評価を行い、必要に応じてこれを変更するものとする。
- 5 第2項及び第3項の規定は、学校いじめ防止基本方針の変更について準用する。

第13条（道立学校におけるいじめの防止）

教育委員会及び道立学校は、道立学校に在籍する児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことにより、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図るとともに、いじめの未然防止に資する予防的な生徒指導を推進しなければならない。

- 2 教育委員会及び道立学校は、当該道立学校におけるいじめを防止するため、当該道立学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、社会教育関係団体その他の関係者との連携を図りつつ、児童生徒の人間関係に関わる問題を解決する能力の向上に資する教育活動の推進、いじめの防止等に資する児童生徒の自主的な企画及び運営による活動に対する支援、当該道立学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該道立学校の教職員に対するいじめの防止に関する理解の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

第14条（いじめの早期発見のための措置）

教育委員会及び道立学校は、当該道立学校におけるいじめの実態を的確に把握し、いじめの早期発見及び早期解消を図るため、当該道立学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の道立学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査を行うに当たっては、質問票の使用及び児童生徒への面談その他の適切な方法により行うものとする。

- 3 第1項に定めるもののほか、教育委員会は、各道立学校におけるいじめの防止等の取組状況に関する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 教育委員会及び道立学校は、当該道立学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該道立学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
- 5 教育委員会及び道立学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。
- 6 前2項に定めるもののほか、教育委員会は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第15条（関係機関等との連携等）

道は、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援、その保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切かつ迅速に行われるよう、学校、家庭、地域社会、関係機関及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備を行うものとする。

第16条（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）

教育委員会は、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援、その保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切かつ迅速に行われるよう、研修の充実を通じた教職員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止等を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び道立学校は、当該道立学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

第17条（学校評価等における留意事項）

教育委員会は、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、道立学校の評価及び道立学校の教職員の評価において、いじめの防止等の取組に係る評価が適正に行われるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

第18条（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

教育委員会及び道立学校は、当該道立学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、児童生徒に対する情報モラル教育（情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方及び態度を養うことを目的とする教育をいう。）の充実に努めるとともに、保護者に対して、必要な啓発活動を行うものとする。

- 2 教育委員会は、児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。
- 3 教育委員会は、インターネットを通じて行われるいじめについて、情報化の進展状況を勘案し、学校、児童生徒及びその保護者に対し最新の情報を提供する等必要な措置を講ずるものとする。

第23条（道立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

道立学校は、当該道立学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該道立学校の複数の教職員及び必要に応じて参加する心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

第24条（いじめに対する措置）

道立学校の教職員、教育委員会の事務部局の職員その他の児童生徒からの相談に応じる者及び児童生徒の保護者は、児童生徒からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童生徒が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 道立学校は、前項の通報を受けたときその他当該道立学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする。
- 3 道立学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該道立学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 道立学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童生徒についていじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられることができるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 道立学校は、当該道立学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起こることのないよう、いじめの事案の円滑な解決を目指して、これらの保護者の理解と協力の下、当該いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 道立学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該道立学校に在籍する児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

文部科学省等作成資料

- **生徒指導リーフシリーズ**
「絆づくりと居場所づくり」
〔<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf02.pdf> (平成30年3月26日現在) 〕
「いじめアンケート」
〔<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf04.pdf> (平成30年3月26日現在) 〕
「いじめの未然防止Ⅰ」
〔<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf08.pdf> (平成30年3月26日現在) 〕
「いじめの未然防止Ⅱ」
〔<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf09.pdf> (平成30年3月26日現在) 〕
増刊号「いじめのない学校づくり2」サイクルで進める生徒指導：点検と見直し
〔<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf/leaves2b.pdf> (平成30年3月26日現在) 〕
- **性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員用）**
〔http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/___icsFiles/afiedfile/2016/04/01/1369211_01.pdf (平成30年3月26日現在) 〕
- **いじめの重大事態の調査に関するガイドライン**
〔http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/___icsFiles/afiedfile/2017/03/23/1327876_04.pdf (平成30年3月26日現在) 〕

北海道教育委員会作成資料

- **いじめ未然防止モデルプログラム**
〔http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/ijime_modelprogram.htm
(平成30年3月26日現在) 〕
- **指導資料「いじめアンケート調査」の適切な実施に向けて**
〔<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/shiryou/ijimeankeitotekisetunajisshi.pdf>
(平成30年3月26日現在) 〕
- **いじめを速やかに解消した事例集**
〔http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/ijime_kaisyo.htm
(平成30年3月26日現在) 〕
- **教員研修用動画シリーズ「教育相談の資質向上に向けて」**
〔<http://d1mmsv01.hokkaido-c.ed.jp/ondemand-html4/> (平成30年3月26日現在) 〕
- **道徳教材 おもてなしハンドブック**
〔<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gky/doutoku/omotenasihandbook.htm>
(平成30年3月26日現在) 〕
- **教職員向け指導資料「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒への対応について」**
〔http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/h29tsuuchi/290628_no.278.pdf
(平成30年3月26日現在) 〕